

# 令和4年清瀬市議会第1回定例会

## 市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果
議案 第1号	専決処分の報告について(令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第9号))	<p>市から児童手当を受給している者、また高校生等がいる世帯に「子育て世帯等臨時特別支援」として、令和3年中に10万円を支給するため、「令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第9号)」を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和3年第8号</p> <p>2 専決処分日 令和3年12月21日</p> <p>3 主な内容</p> <p>「令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第9号)」を編成し、市から児童手当を受給している者、また高校生等がいる世帯へ令和3年中に給付金を支給したものです。</p> <p>補正予算編成に伴う予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 346億8,576万5千円</p> <p>(2) 補正予算額 5億1,711万3千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 352億287万8千円</p> <p>所管課 財政課、子育て支援課</p>	3月24日 承認
議案 第2号	専決処分の報告について(令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第10号))	<p>住民税非課税世帯等に臨時特別給付を早急に執行し、併せて新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を必要性の高い市民から実施するため、「令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第10号)」を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p>	3月24日 承認

		<p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和4年第1号</p> <p>2 専決処分日 令和4年1月6日</p> <p>3 主な内容</p> <p>「令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第10号)」を編成し、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより住民税非課税世帯等へ1世帯当たり10万円を給付し、併せて新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を必要性の高い市民から実施するためのものです。</p> <p>補正予算編成に伴う予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 352億287万8千円</p> <p>(2) 補正予算額 16億1,256万7千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 368億1,544万5千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課、福祉総務課</p>	
議案 第3号	令和4年度清瀬市一般会計予算	<p>歳入総額 32,010,000千円</p> <p>市税 9,344,413千円</p> <p>地方譲与税 128,000千円</p> <p>利子割交付金 11,000千円</p> <p>配当割交付金 80,000千円</p> <p>株式等譲渡所得割交付金 91,000千円</p> <p>法人事業税交付金 132,000千円</p> <p>地方消費税交付金 1,531,000千円</p> <p>環境性能割交付金 30,000千円</p> <p>国有提供施設等所在市町村助成 交付金 38,000千円</p> <p>地方特例交付金 88,000千円</p> <p>地方交付税 4,580,000千円</p> <p>交通安全対策特別交付金 6,000千円</p> <p>分担金及び負担金 139,415千円</p> <p>使用料及び手数料 412,208千円</p> <p>国庫支出金 6,382,427千円</p> <p>都支出金 5,501,894千円</p> <p>財産収入 8,022千円</p> <p>寄附金 5,201千円</p>	3月24日 可決

		繰入金 1,422,025 千円 繰越金 400,000 千円 諸収入 126,395 千円 市債 1,553,000 千円  歳出総額 32,010,000 千円 主なもの 議会費 283,995 千円 総務費 3,384,579 千円 民生費 17,736,103 千円 衛生費 2,951,147 千円 労働費 6,739 千円 農林業費 78,881 千円 商工費 82,224 千円 土木費 1,515,594 千円 消防費 1,087,004 千円 教育費 2,857,107 千円 公債費 2,006,117 千円 諸支出金 510 千円 予備費 20,000 千円  所管課 財政課	
議案 第 4 号	令和 4 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算	歳入総額 8,008,000 千円 主なもの 国民健康保険税 1,342,080 千円 国庫支出金 95 千円 都支出金 5,387,733 千円 繰入金 1,265,985 千円 繰越金 1,000 千円 諸収入 11,105 千円  歳出総額 8,008,000 千円 主なもの 保険給付費 5,279,580 千円 国民健康保険事業費納付金 2,412,926 千円 保健事業費 122,596 千円  所管課 保険年金課	3月24日 可決
議案 第 5 号	令和 4 年度清瀬市駐車場事業特別会計予算	歳入総額 79,000 千円 繰越金 1,000 千円	3月24日 可決

		諸収入 78,000 千円 歳出総額 79,000 千円 駐車場費 31,000 千円 予備費 1,000 千円 諸支出金 47,000 千円 所管課 道路交通課	
議案 第 6 号	令和 4 年度清瀬市介護保険特別会計予算	歳入総額 7,240,000 千円 主なもの 保険料 1,287,686 千円 国庫支出金 1,710,275 千円 支払基金交付金 1,852,213 千円 都支出金 1,027,957 千円 繰入金 1,355,665 千円 歳出総額 7,240,000 千円 主なもの 保険給付費 6,633,357 千円 地域支援事業費 381,867 千円 所管課 介護保険課	3月24日 可決
議案 第 7 号	令和 4 年度清瀬市後期高齢者医療特別会計予算	歳入総額 2,236,000 千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 985,024 千円 繰入金 1,159,057 千円 歳出総額 2,236,000 千円 主なもの 広域連合納付金 2,068,575 千円 保健事業費 112,565 千円 所管課 保険年金課	3月24日 可決
議案 第 8 号	令和 4 年度清瀬市下水道事業会計予算	収益的収支 下水道事業収益 1,209,774 千円 営業収益 992,624 千円 営業外収益 217,150 千円 下水道事業費用 1,094,928 千円 営業費用 1,051,678 千円	3月24日 可決

		営業外費用 42,050 千円 特別損失 200 千円 予備費 1,000 千円  資本的収支 資本的収入 931,598 千円 企業債 714,600 千円 他会計出資金 11,916 千円 国庫補助金 189,250 千円 都補助金 9,462 千円 負担金等 6,370 千円  資本的支出 1,252,770 千円 建設改良費 966,678 千円 固定資産購入費 5,374 千円 企業債償還金 280,718 千円  所管課 下水道課	
議案 第 9 号	令和 3 年度清瀬市一般会計補 正予算 (第 1 1 号)	補正前の歳入歳出総額 36,815,445 千円 補正後の歳入歳出総額 37,971,056 千円 歳入総額 1,155,611 千円 主なもの 地方交付金 488,716 千円 国庫支出金 431,902 千円 都支出金 68,983 千円 寄付金 20,010 千円 繰入金 17,000 千円 市債 129,000 千円 歳出総額 1,155,611 千円 主なもの 総務費 49,009 千円 民生費 193,520 千円 衛生費 51,758 千円 農林業費 ▲2,704 千円 商工費 104,621 千円 土木費 211,702 千円 教育費 38,465 千円 諸支出金 509,240 千円  所管課 財政課	3月24日 可決

議案 第10号	清瀬市文化財保護条例	<p>文化財保護法（昭和25年法律第214号）が改正され、指定文化財以外の文化財であって保存及び活用のため特に必要とされるものを、地方公共団体の条例で定めることにより文化財として登録簿に登録できる「登録文化財制度」が創設されました。</p> <p>この登録文化財制度を活用できるようにする等のため、条例を全部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 郷土博物館</p>	3月24日 可決
議案 第11号	清瀬市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急時において市民生活の安定に向けた支援施策等を展開する財政的措置として、市は「東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金」を財源に限定した「清瀬市新型コロナウイルス感染症対策基金」を設置しています。</p> <p>この基金の積立額は目的に沿って処分しており、今後、この基金への積立が予測できなくなったため、基金条例を廃止するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	3月24日 可決
議案 第12号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部施行により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）等が本年4月1日に廃止されます。</p> <p>これに伴い、条例で引用する当該法律等の規定は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に置き換えられたため、引用条項等を改める一部改正をするものです。</p> <p>併せて、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）の施行に伴って地方自治法に定められた規定を条例に引用するため、2つの条例を一括で一部改正をするものです。</p> <p>改正する条例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清瀬市個人情報の保護に関する条例</li> <li>2 清瀬市情報公開条例</li> </ol> <p style="text-align: right;">所管課 総務課</p>	3月24日 可決

議案 第13号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に伴い、同協議会の委員の報酬を規定する必要から一部改正するものです。</p> <p>併せて、規定する非常勤特別職の職名をより適正に明示するため、改正をするものです。</p> <p>所管課 生涯学習スポーツ課、防災防犯課</p>	3月24日 可決
議案 第14号	清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により、「単独で契約を締結することができる年齢及び親権に服することがなくなる年齢」となる成年年齢が「20歳」から「18歳」に改められるため、引用する規定を一部改正するものです。</p> <p>所管課 保険年金課</p>	3月24日 可決
議案 第15号	清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、国民健康保険税に係る一部改正規定が本年4月1日に施行されます。</p> <p>この改正を受け、未就学児を対象に新たな減免措置を本則で規定します。また、保険税基礎課税額の所得割率「100分の5.12」を「100分の5.48」に、後期高齢者支援金等課税額の所得割率「100分の1.81」を「100分の1.87」に改めます。</p> <p>併せて、コロナ禍における特例措置を継続的に展開するため、令和4年度も18歳までの児童がいる世帯に第1子から減免措置を適用できるよう、この条例の附則において清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成30年清瀬市条例第11号）を一部改正するものです。</p> <p>所管課 保険年金課</p>	3月24日 可決
議案 第16号	清瀬市住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により、「単独で契約を締結することができる年齢及び親権に服することがなくなる年齢」となる成年年齢が「20歳」から「18歳」に改められるため、引用規定を一部改正するものです。</p> <p>所管課 都市計画課</p>	3月24日 可決

<p>議 案 第 17 号</p>	<p>清瀬市立公園条例の一部を改正する条例</p>	<p>開発に伴って無償譲渡を受けた公園を市立児童遊園として規定するため、改正をするものです。</p> <p>児童遊園の名称及び位置等  名 称 清瀬市立中里四中東児童遊園  位 置 清瀬市中里一丁目 1628 番 3 (市立清瀬第四中学校東側)  面 積 300.46 m<sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;">所管課 水と緑と公園課</p>	<p>3月24日 可 決</p>
<p>議 案 第 18 号</p>	<p>清瀬市道の路線の廃止について</p>	<p>土地区画整理事業の施行地区編入、払下げによる起点変更及び付替交換による終点変更に伴い、市道を廃止するものです。</p> <p>廃止路線</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清瀬市道 1194 号線 (中清戸四丁目、市立清瀬第八小学校南側)</li> <li>2 清瀬市道 1202 号線 (中清戸四丁目、御殿山緑地保全地区南側)</li> <li>3 清瀬市道 1203 号線 (中清戸四丁目、御殿山緑地保全地区南側)</li> <li>4 清瀬市道 2075 号線 (中清戸五丁目、グリーンタウン清戸北西側)</li> <li>5 清瀬市道 3158 号線 (中里二丁目、市立清瀬第四小学校南側)</li> </ol> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p>	<p>3月24日 承 認</p>
<p>議 案 第 19 号</p>	<p>清瀬市道の路線の認定について</p>	<p>土地区画整理事業の施行地区編入による起点変更及び同事業による無償譲渡、市道の払下げ及び付替交換に伴う終点変更並びに開発による無償譲渡受入等により、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清瀬市道 1194 号線 (中清戸四丁目、市立清瀬第八小学校南西側)</li> <li>2 清瀬市道 1366 号線 (中清戸四丁目、市立清瀬第八小学校南側)</li> <li>3 清瀬市道 1367 号線 (中清戸四丁目、御殿山緑地保全地区南側)</li> </ol>	<p>3月24日 承 認</p>

		<p>4 清瀬市道 1368 号線 (中清戸四丁目、御殿山緑地保全地区南西側)</p> <p>5 清瀬市道 2075 号線 (中清戸五丁目、グリーンタウン清戸北西側)</p> <p>6 清瀬市道 3158 号線 (中里二丁目、市立清瀬第四小学校南側)</p> <p>7 清瀬市道 3423 号線 (中里一丁目、市立清瀬第四中学校東側)</p> <p>8 清瀬市道 3424 号線 (中里一丁目、市立清瀬第四中学校東側)</p> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p>									
議案 第 20 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	<p>被保険者の負担軽減を目的とし、従前に引続いて令和 4 年度分及び令和 5 年度分の後期高齢者医療制度の審査支払手数料、財政安定化基金拠出金等の支給相当額を区市町村の一般会計から支弁できるようにするため、地方自治法第 291 条の 3 の規定により東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更するものです。</p> <p>この規約の一部変更に当たり、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p>	2月28日 可決								
議案 第 21 号	令和 3 年度清瀬市一般会計補正予算 (第 12 号)	<p>渋谷金太郎市長の逝去に伴い、公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 34 条及び第 111 条の規定により清瀬市長選挙を執行するため、また、併せて同法第 113 条の規定により清瀬市議会議員補欠選挙を執行するため、その経費を措置する必要から補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 補正前予算額</td> <td style="text-align: right;">37,971,056 千円</td> </tr> <tr> <td>2 歳入歳出補正予算額</td> <td style="text-align: right;">36,868 千円</td> </tr> <tr> <td>3 補正後予算額</td> <td style="text-align: right;">38,007,924 千円</td> </tr> <tr> <td>4 歳出内訳</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 報酬及び報償費 (投票管理者及び会計年度職員等の報酬。投開票事務従事者等及び点字解読者への報償等)</p> <p style="text-align: right;">9,501 千円</p>	1 補正前予算額	37,971,056 千円	2 歳入歳出補正予算額	36,868 千円	3 補正後予算額	38,007,924 千円	4 歳出内訳		2月28日 可決
1 補正前予算額	37,971,056 千円										
2 歳入歳出補正予算額	36,868 千円										
3 補正後予算額	38,007,924 千円										
4 歳出内訳											

		<p>(2) 需用費（投票用事務用品、市長・市議選ビラ証紙及び選挙用表示物等の購入。投票用紙、葉書差出票、不在者・郵便投票封筒、選挙公報及び市報きよせ選挙特集号等の印刷）</p> <p style="text-align: right;">3,656 千円</p> <p>(3) 役務費（投票所入場整理券、選挙運動用葉書及び不在者投票用紙等の郵送料。臨時電話等の使用料）</p> <p style="text-align: right;">6,002 千円</p> <p>(4) 委託料（期日前投票事務従事者派遣業務。投票所入場整理券封入封緘業務、期日前投票所施設業務、ポスター掲示場設置・撤去業務及び市報きよせ選挙特集号配布業務等の委託料）</p> <p style="text-align: right;">10,365 千円</p> <p>(5) 使用料及び賃借料（電子複写機、個人演説会場、電話機、投票所設営及び投票箱搬送用自動車等の使用料及び借上料）</p> <p style="text-align: right;">500 千円</p> <p>(6) 原材料費（開票所駐車場整備） 88 千円</p> <p>(7) 負担金（市議・市長選立候補者自動車、同燃料及び同運転士の経費負担並びに市長・市議候補者ビラ・ポスター作製等の経費負担等）</p> <p style="text-align: right;">6,756 千円</p> <p>5 繰越明許費 17,600 千円 令和4年度執行分について繰越明許費を設定し、令和4年度に繰り越すものです。</p> <p>6 債務負担行為 限度額 7,693 千円 年度を越えて契約をする必要がある経費について、債務負担行為を設定するものです。</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	
議案 第22号	令和3年度清瀬市一般会計補正予算（第13号）	<p>新型コロナウイルスワクチン接種事業費を増額補正し、令和4年度において18歳以上で約4万5千人、5歳から11歳までの小児接種で約4千200人のワクチン接種経費を確保します。併せて、一般会計予算から国民健康保険事業特別会計へ繰出をするため、補正予算を編成するものです。</p> <p>なお、衛生費の増額補正は、令和4年度に執行する事業に充当することから、全額を繰越明許します。</p> <p>主な内容</p>	3月24日 可決

		1 補正前予算額	38,007,924 千円
		2 歳入歳出補正予算額	398,008 千円
		3 補正後予算額	38,405,932 千円
		4 歳入内訳	398,008 千円
		(1) 国庫支出金	388,860 千円
		(2) 都支出金	6,146 千円
		(3) 繰入金	3,002 千円
		5 歳出内訳 (主なものを列記)	398,008 千円
		(1) 民生費	12,008 千円
		国民健康保険事業特別会計繰出金	12,008 千円
		(2) 衛生費	386,000 千円
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	386,000 千円
		ア 報酬 (予防接種健康被害調査委員会委員の報酬。会計年度任用職員給与)	400 千円
		イ 修繕料 (集団接種会場及びコミュニティプラザの現状復旧等)	1,500 千円
		ウ 通信運搬費 (接種クーポン券の郵送料。コールセンター電話料等)	10,000 千円
		エ 委託料 (集団接種業務委託、医療機関接種体制整備委託、コールセンター等業務包括委託、国保連審査委託、ワクチン移送業務委託、システム改修業務等)	366,800 千円
		オ 使用料及び賃借料 (健康センター大規模改修に伴うコミュニティプラザ移転のための自動車リース料、コミュニティプラザ会議室使用料)	4,000 千円
		カ 備品購入費 (健康センター大規模改修に伴う接種業務事務のコミプラ移転に向けた備品購入)	2,000 千円
		5 繰越明許費	386,000 千円

		<p>衛生費の補正予算増額については、令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種執行に係る経費であるため、繰越明許費を設定し、令和4年度に繰り越すものです。</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>																												
議案 第23号	令和3年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	<p>令和3年度における医療機関への診療報酬等の支払いに不足が生じたため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">補正前予算額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">8,225,526千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>歳入歳出補正予算額</td> <td style="text-align: right;">58,308千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>補正後予算額</td> <td style="text-align: right;">8,283,834千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>歳入内訳</td> <td style="text-align: right;">58,308千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 国民健康保険税</td> <td style="text-align: right;">▲12,008千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 都支出金</td> <td style="text-align: right;">58,308千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 繰入金</td> <td style="text-align: right;">12,008千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>歳出内訳</td> <td style="text-align: right;">58,308千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 保険給付費</td> <td style="text-align: right;">58,308千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">保険年金課所管</p>	1	補正前予算額	8,225,526千円	2	歳入歳出補正予算額	58,308千円	3	補正後予算額	8,283,834千円	4	歳入内訳	58,308千円		(1) 国民健康保険税	▲12,008千円		(2) 都支出金	58,308千円		(3) 繰入金	12,008千円	5	歳出内訳	58,308千円		(1) 保険給付費	58,308千円	3月24日 可決
1	補正前予算額	8,225,526千円																												
2	歳入歳出補正予算額	58,308千円																												
3	補正後予算額	8,283,834千円																												
4	歳入内訳	58,308千円																												
	(1) 国民健康保険税	▲12,008千円																												
	(2) 都支出金	58,308千円																												
	(3) 繰入金	12,008千円																												
5	歳出内訳	58,308千円																												
	(1) 保険給付費	58,308千円																												
議案 第24号	清瀬市教育委員会教育長の任命について	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、清瀬市教育委員会を組織する教育長を任命する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住所 東京都練馬区平和台一丁目31番15号</p> <p>氏名 <small>さかたあつし</small> 坂田 篤 氏</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	3月24日 同意																											
議案 第25号	清瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、清瀬市固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、同条同項の規定により議会の同意を得るものです。</p> <p>選任候補者</p>	3月24日 同意																											

		<p>住 所 東京都清瀬市元町一丁目 8 番 19 号</p> <p>          アーク清瀬 401 号</p> <p>氏 名 <small>こ いけ りょう</small> 小 池 良 氏</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	
議 案 第 26 号	人権擁護委員の推薦について	<p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項に基づき、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴くものです。</p> <p>推薦候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市中清戸一丁目 454 番地 266</p> <p>氏 名 <small>いけ だ あつ こ</small> 池 田 厚 子 氏</p> <p style="text-align: right;">秘書広報課所管</p>	3 月 2 4 日 同 意
議 案 第 27 号	人権擁護委員の推薦について	<p>人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づき、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴くものです。</p> <p>推薦候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市松山一丁目 31 番 7 号</p> <p>氏 名 <small>み うら こう ぞう</small> 三 浦 廣 三 氏</p> <p style="text-align: right;">秘書広報課所管</p>	3 月 2 4 日 同 意

